

第2回 広島市入札等適正化審議会 議事要旨

- 1 会議名
令和2年度第2回広島市入札等適正化審議会
- 2 開催日時・場所
令和2年11月2日（月） 午前9時30分～午前11時35分
市役所本庁舎14階 第7会議室
- 3 出席委員名
神野委員（会長）、小森委員（副会長）、今川委員、橋本委員、山田委員
- 4 事務局
財政局契約部長ほか5名
- 5 説明等のため出席した職員（説明順）
財政局契約部工事契約課長
都市整備局営繕部設備担当部長
都市整備局営繕部長
南区建設部地域整備課長
都市整備局営繕部営繕課耐震対策担当課長
環境局施設部工務課長
- 6 議題（公開、非公開の別）及び審議の概要
 - (1) 令和2年度建設工事等に係る入札・契約制度の見直しについて（公開）
 - (2) 入札及び契約手続の運用状況等の報告（令和2年1月～3月分・4月～6月分まで）（公開）
 - ア 工事の発注状況について
 - イ 低入札価格調査制度の運用状況について
 - ウ 指名停止措置等の運用状況について
 - エ 苦情処理の運用状況について
 - オ 談合情報への対応状況について

事務局から(1)・(2)について、資料配布をもって説明に代えた。
資料について、委員から意見はなかった。
 - (3) 抽出事案の審議（公開）
 - ア 令和2年1月分から3月分まで
 - (7) こども療育センター及び児童相談所等改築衛生設備工事（第2期・第3期）
（条件付き一般競争入札）
 - (4) JR下深川駅自由通路昇降路新設その他工事（通常型指名競争入札）
 - (7) 鈴が峰西第十一アパートほか6施設ガス管改修工事（随意契約）
 - イ 令和2年4月分から6月分まで
 - (7) 上柳橋橋りょう拡幅工事（2-1）（条件付き一般競争入札）

- (イ) 原爆ドーム保存その他工事（通常型指名競争入札）
- (ロ) 安佐北工場燃焼設備等改修工事（随意契約）

(3)アの(イ)から(ロ)、(3)イの(イ)から(ロ)までについて、各工事担当課長等から各々の発注した工事について説明を行い、質疑応答を行った。

- (4) 令和2年度第3回審議会で説明を受ける工事の抽出について
次回の審議会で審議する事案の抽出は、小森副会長が担当することとなった。
- (5) 次回の審議会開催日程について
日程については、後日調整を行い、決定することになった。

7 傍聴人の人数
傍聴者 なし

8 発言の要旨
主な質疑応答は、次のとおりである。

抽出事案の審議

ア 令和2年1月分から3月分まで

- (イ) こども療育センター及び児童相談所等改築衛生設備工事（第2期・第3期）
（条件付き一般競争入札）

Q1 低入札となった理由は。

A1 消火設備、主にスプリンクラーの設置について、積算価格と乖離があることが原因である。

Q2 乖離があった理由は。

A2 スプリンクラーの見積りについて市は消防設備の大手メーカーに見積もりを依頼したが、入札業者は地場の消火設備の専門の会社へ見積もりを依頼したため、地場の専門業者のほうが経費等安くなり差が出たと考えられる。

Q3 予定価格は公開か。

A3 予定価格は非公開である。

Q4 応札が1者だった理由は。

A4 工事が長期間にわたる場合、全国規模の業者においてオリンピックの建設ブームもあり技術者の確保が難しかったためと考えられる。

Q5 1期工事について問題はなかったか。

A5 特に問題はなく、無事完成し引き渡している。

Q6 着手日選択制度とは。

A6 こちらが指定する日までに着手すればよいという制度である。業者にとって契約から着手までの間に猶予期間があるため技術者の手配等準備に余裕が持てる。

- (ロ) J R 下深川駅自由通路昇降路新設その他工事（通常型指名競争入札）

Q1 エレベーターについて J R と市が負担する際のルールはあるか。

- A 1 改札口から駅構内で行う工事であればJRの担当となる。今回は、南側と北側の市道と市道をつなぐ24時間通行できる自由通路なので広島市道に準ずるものとして広島市が担当となった。
- Q 2 入札の1回目と2回目で予定価格は違うか。
- A 2 予定価格は、基本的に入札ごとに変わる。今回はオリンピックで建設工事が増加している状況もあり、ヒアリング等行いながら、必要に応じて単価の比較を行い乖離があるものについては単価の見直しを行っている。
- Q 3 1回目と2回目で単価は上がるのか下がるのか。
- A 3 一般的には単価は上がる。
- Q 4 具体的にはどの単価か。
- A 4 事案によって異なるが、労務費である。直近の市場の労務費において、業者は日々最新のものに反映しているため、ヒアリング等を参考にし、乖離が大きいもの等については変更する。
- 今回はJRが近接していることから、地中工事を行う際に山留め工事を行うが、この部分などに乖離があり価格の見直しを行った。
- Q 5 昇降路を作ることは、特殊な工事なのか。
- A 5 建物自体はシンプルな工事である。しかしながら、今回はJRに近接していることから、JRへ影響を及ぼさないよう配慮がいる工事であった。
- Q 6 昇降路の大きさは決まっているのか。
- A 6 エレベーターの取付器具等も考慮し、事前にある程度の大きさは決まっている。
- Q 7 エレベーターの業者は決まっているのか。
- A 7 業者は決まっていない。
- Q 8 エレベーターの中の防犯カメラの管理は誰が行うのか。
- A 8 基本的には、市の持ち物であることから、市が管理することとなる。ただし、委託し警備会社等が管理する等考えられる。なお、今回の工事費の中には維持管理費は含まれていない。
- Q 9 11人乗りである理由は何か。
- A 9 バリアフリー対策により設置しているため、車椅子1台を中で転回できるサイズである11人乗りを選んでいる。

(ウ) 鈴が峰西第十一アパートほか6施設ガス管改修工事（随意契約）

- Q 1 ガスではなくIHとした方がいいのではないか。
- A 1 高齢者の安全面からIHのほうがよいという意見もあるが、逆に慣れたものを使いたいという声が強くガスを使用することが多い。
- Q 2 ガス配管は、一般にどれぐらいの耐用年数があるか。
- A 2 一般的には15年。腐食の環境下でない場合は、20年30年もち場合もある。今回の場合は、主に斜面の埋設配管であるが、建設時期が古いことから鉄の管であった。腐食環境にあったことから、ほかの住宅と比べると傷みが早く取替に至った。
- Q 3 今回は露出配管か。
- A 3 露出配管である。
- Q 4 埋設した配管はそのままか。
- A 4 掘削し撤去できるところを行うが、今回の場合は困難である。
- Q 5 広島ガスとしか契約できないのか。
- A 5 ガス事業法第3条及び第17条において、いわゆる都市ガスの事業を営む場合は、経済産業大臣の登録を受けなくてはならないとあり、広島においてガス事業の認可を受けているのは、広島ガスであることから広島ガスとしか契約できない。

- Q 6 見積価格と契約価格が近くなるのではないか。
 A 6 見積りを広島ガスが行い、それで施行するということが工事約款で定められている。
 Q 7 価格の適正は担保されているのか。
 A 7 見積もりに使われる各種単価は経済産業省の認可を受けており価格の適正は担保されている。
 Q 8 仮にほかのガス事業者と見積りをしたとしても予定価格は変わらないか。
 A 8 各種単価について各事業者がそれぞれ経済産業省から認可を受けているため、各社の事情により見積りは異なると考えられる。
 Q 9 配管の長さは。
 A 9 住戸内であれば十数メートルである。
 Q10 一戸あたりいくらかかるか。
 A10 200万円いかない程度である。
 Q11 メーターは費用に含めるのか。
 A11 メーターについては広島ガスからの貸与である。

イ 令和2年4月分から6月分まで

(7) 上柳橋橋りょう拡幅工事(2-1)(条件付き一般競争入札)

- Q 1 前回の下流の工事と同じ業者か。
 A 1 同じである。
 Q 2 その時の金額は
 A 2 約4億7,000万円。
 Q 3 車線が一つ増えたのか。
 A 3 そうである。将来高速5号線が完成すること等により、渋滞に一層拍車がかかることが懸念されるが、本事業により街のほうから駅の裏に行く左折車線を増やし、駅西高架橋から広島駅のほうに向かう左折車線を増やすことにより渋滞が緩和される見込みである
 Q 4 「アルミ床版」の施工実績を確認したところ、参加可能業者が少数であったとあるが、何者か。
 A 4 1者である。
 Q 5 前回の工事はどのような施工実績を条件としたか。
 A 5 前回も同様、プレストレストコンクリートの実績でも認めることとした。
 Q 6 何者が応札可能となったか。
 A 6 49者である。
 Q 7 通行人への配慮として花が植えてあったりするがこれは業者が自主的に行っているのか。
 A 7 工事の中で業者が自主的に行っているものである。
 Q 8 工事について配慮されたことは次回への加点要素となるのか。
 A 8 工事の評価のときに地元への配慮等加点要素となる。
 Q 9 左折レーンをつくっているとのことだが工事中の今現在はどのようになっているのか。
 A 9 一旦舗装を壊す必要があることから、1車線絞っている状況である。

(4) 原爆ドーム保存その他工事(通常型指名競争入札)

- Q 1 辞退等が多いのはなぜか。
 A 1 原爆ドームは世界遺産であり、制約が多く、失敗できないため、手が付けづらいこ

- と、特に壊れかけているものであるため、壊すと会社としては負のイメージがつくことが原因と考えられる。
- Q 2 清水建設株式会社（以下、「清水建設」とする。）に発注するのであれば、当初から清水建設と契約することはできないのか。
- A 2 特命随意契約の理由は難しいこと、また、広く呼びかけ競争することが基本である。
- Q 3 価格が折り合うまで入札を続けることとなるのか。
- A 3 やらなければならない工事なので応札する業者に確認しつつ合わせていくということになる。
- 他に応札する業者があれば当然その業者とも話をしつつ行うこととなる。
- Q 4 実質、清水建設と契約することとなる状態であるが、このことについてどう考えるか。
- A 4 言いなりになるのではなく、他の業者も手が挙げられる状態とし公平性を確保し、また、価格が上がれば、多少リスクがあっても応札しようという業者も出てくるかもしれない。
- Q 5 清水建設はとてもしんどい思いをされているようである。このことについてはどう考えるか。
- A 5 清水建設自身もそれをネームバリューとし、自負されているところもある。自分が手がけた所は多少無理してでも見ていきたいというところがある。また、私どもがそれに頼っているところもあり、頑張っていたきたいと思っている。
- Q 6 今回の塗料及び手法は、大体何年ぐらいの耐用年数、次回の保存工事までの期間を考えているのか。
- A 6 通常の塗料であれば、15年20年で塗りかえねばならないが、フッ素樹脂の耐用年数は約1.5倍である。次回工事は決まっていないが、調査等しつつ様子を確認している。
- Q 7 目地の砂漆喰の耐用年数は短いが良いのか。
- A 7 壊れたら補修するという前提である。
- Q 8 文化財にはコーティング等はできないのか。
- A 8 可逆性っていうのが、要は戻せなければならないので文化財に対しては使えない。
- Q 9 今まで何回補修しているか。
- A 9 今まで4回補修しており、今回で5回目である。
- Q 10 基礎は大丈夫か。
- A 10 腐食という点では大丈夫だが、耐震的にもつかという部分には疑問がある。基礎自体が軟弱地盤に立っているので、現在の状態から手の付けようがない。仮に工事するのであれば、免震など、地盤改良をすることになる。しかし、地盤改良の際に生じる振動等で壊れる可能性がある。金額的にもすごいことになることが予想されることから保留になっている。

(7) 安佐北工場燃焼設備等改修工事（随意契約）

- Q 1 当初の建設費はいくらだったのか。
- A 1 約67億円である。
- Q 2 改修に建設費の半分近い金額がかかるものなのか。
- A 2 平成9年度からダイオキシン類に関する規制が強化され、建設時の平成2年と比べ、排ガス処理設備等の性能の高度化が求められ、その新たな対策費用等を含め、今回の価格となった。
- Q 3 発電機能はあるのか。
- A 3 発電設備はもともとあったが、今回の改修工事以降は発電を行わない。現在ある発

電設備を使用する場合は、長期停止等によりメーカーが保証できないとのことであった。また、新たに発電設備を設置すると数億円単位の金額が必要となり、南工場の建替期間中のごみ処理を行うために必要最低限の改修を行うという目的から外れることになるから。

Q 4 焼却炉の耐熱レンガの状況はどうか。

A 4 焼却炉内のレンガは計画的に改修していたためそれほど損傷していないので、状態の悪い箇所を補修する程度である。

Q 5 5年間の耐用年数があればよいのか。

A 5 今の計画では令和5年度から9年度までの稼働計画である。

Q 6 南工場の建替え期間中は他の工場をフル稼働しても処理しきれないだけのごみがあるのか。

A 6 ある。

Q 7 南工場で処理しているのは広島市のごみだけなのか。

A 7 広島市のごみだけである。

Q 8 安佐北工場を停止しているが、再稼働することについて地元住民の理解は得られているのか。

A 8 再稼働に向けて理解いただいている。

Q 9 令和10年以降の予定は。

A 9 現在の計画では5年間のみ稼働予定であり、その後は南工場を含めた3工場体制を維持していく計画である。

Q 10 現在工場を休止しているのはなぜか。

A 10 南工場が現地建て替えとなり、改修工事を行うためである。

Q 11 燃焼制御システムはいつのものか。

A 11 建設当初のものではなく、一度更新を行ったが、今回、焼却炉が2炉から1炉になること等によりシステムの更新を行う。